

宮城県自然環境保全審議会 会議次第

日 時 : 平成18年2月23日(木)午前10時から正午まで

場 所 : 宮城県行政庁舎 第1会議室(9階)

次 第

- 1 開 会
- 2 あいさつ
(1) 宮城県環境生活部長 三浦俊一
(2) 宮城県自然環境保全審議会会長 澤本正樹
- 3 議 事
太白山県自然環境保全地域の区域の変更(拡張)について
- 4 報 告
(1) 自然環境部会からの報告
(2) 温泉部会からの報告
- 5 閉 会

(資料)

- 太白山県自然環境保全地域指定書及び保全計画書の変更(案) (資料1)
- 太白山県自然環境保全地域指定変更学術調査報告書
- 自然環境保全基本方針の改正について(案) (資料2-1)
- 自然環境保全基本方針 新旧比較表 (資料2-2)
- 宮城県自然環境保全基本方針(改正案) (資料2-3)
- 宮城県自然環境保全基本方針(改正案)用語集 (資料2-4)
- 自然環境保全基本方針(昭和48年宮城県告示第59号) (資料2-5)
- 自然環境保全基本方針の改正スケジュール (資料2-6)
- 宮城県自然環境保全基本方針(改正案)に対する意見について
- 温泉部会の審議結果について (資料3)

出席者名簿

1 委員（23名中19名出席）

氏名	職名	出欠
阿部育子	仙台市東部市民センター館長	出
安梅祐紀子	財団法人日本野鳥の会宮城県支部幹事	出
伊澤紘生	帝京科学大学理工学部教授	出
長田洋子	株式会社北燈社代表取締役	出
加藤和子	宮城県消費者協会理事	出
蟹澤聰史	東北大学名誉教授	欠
菊地永祐	東北大学東北アジア研究センター教授	出
櫻中良壽	社団法人宮城県猟友会会長	出
佐藤潤	東北経済連合会常任理事（㈱ホテル佐勘代表取締役社長）	欠
佐藤源之	東北大学東北アジア研究センター教授	欠
澤本正樹	東北大学大学院工学研究科教授	出
嶋津千枝子	一番町四丁目商店街振興組合理事	出
高橋万里子	特定非営利活動法人水環境ネット東北専務理事	出
高橋勇次郎	社団法人宮城県温泉協会会長（鳴子町長）	欠
千田信	東北大学大学院環境科学研究科教授	出
千葉幸雄	宮城県農業会議副会長	出
内藤俊彦	宮城植物の会会長	出
沼澤光輝	東北薬科大学教授	出
横山英子	株式会社横山芳夫建築設計監理事務所専務取締役	出
菊地健次郎	宮城県議会議員	出
坂下康子	宮城県議会議員	出
佐藤仁一	宮城県町村会副会長（岩出山町長）	出
池田康久	林野庁東北森林管理局仙台森林管理署長	出

2 県関係（16名）

（1）環境生活部関係（13名）

氏名	職名	備考
三浦俊一	環境生活部長	
佐藤恭治	自然保護課長	
河野裕	自然保護課緑化推進専門監	
眞山茂	自然保護課副参事兼課長補佐（総括担当）	
永田一朗	自然保護課技術副参事兼技術補佐（総括担当）	
大場亮	自然保護課課長補佐（企画班長）	
竹内信次	自然保護課課長補佐（鳥獣保護班長）	
阿部泰	自然保護課技術補佐（みどり保全班長）	
佐々木均	自然保護課課長補佐（自然保護班長）	
高野秀一	自然保護課技術主幹	
田崎和裕	自然保護課主任主査	
三浦輝彦	自然保護課主任主査	
柳谷憲治	自然保護課主事	

（2）保健福祉部関係（3名）

氏名	職名	備考
山田正人	保健福祉部技術副参事兼薬務課技術補佐（総括担当）	
榎野光永	薬務課技術補佐（薬事温泉班長）	
梶原由紀子	薬務課技術主査	

議 事

1. 開会

事務局が開会を宣言した。

2. 定足数の報告

19名が出席していることから、自然環境保全審議会条例第6条第2項の規定により、定足数である過半数（12名）を満たし、有効に成立していることを報告した。

3. あいさつ

(1) 環境生活部長

本県では平成18年度を初年度とする新たな宮城県環境基本計画がスタートすることになる。今日の多くの環境問題の原因といわれている事業活動やライフスタイルのあり方を見直して、環境と経済社会が一体となって発展してゆく環境重視の仕組みづくりを進めていきたい。

昨年11月に「蕪栗沼・周辺水田」が国際的に重要な湿地としてラムサール条約湿地に登録され、県内では「伊豆沼・内沼」に次いで2番目の登録湿地となった。県としては、これらの優れた自然環境の保全に努め、人と自然が共生できる環境重視の県土づくりを進めていきたい。

(2) 審議会会長

事務局から出された案に対して「よろしいですか?」「よろしい。」というだけの審議会だとストレスが溜る面がある。手続だけで済む話もあるが、本当に環境保全を進めていく上で何をしなければならぬかを考えるのが、この審議会の使命と考える。条例等を立案するところまでは難しいと思うが、県知事あるいは県の環境行政に対する提言を、この場を通じながら活かしていければよいと考えている。

4. 審議の公開・非公開の確認

「議事」及び「自然環境部会からの報告」は公開とし、「温泉部会からの報告」は法人及び個人の事業に関する情報が含まれるため非公開とすることを確認した。

5. 配布資料の確認

6. 議事進行の引き継ぎ

自然環境保全審議会条例第6条第1項の規定により澤本会長に議事進行を引き継いだ。

【 議 事 】

澤本会長	本日の議事に関連し平成18年1月24日に開催された自然環境部会で保全計画の変更が先に審議されており、その結果について菊地部会長から報告願う。
菊地部会長	部会において保全計画の変更について審議を行い「本日の審議会でも区域の変更が認められた場合」という条件を付して原案を了承した。

澤本会長	次に事務局から本日の議事について説明願う。
事務局	資料 1 に基づき説明。
澤本会長	部会及び事務局からの説明に対し、質問・意見はないか。
内藤委員	変更に関してはこのままでよいが、特別地域の指定については、新しい自然環境保全基本方針にも生態系ネットワークに関する記述があるので、ぜひお願いしたい。
横山委員	「4 指定変更に至る経緯」にスケジュールが書いてあるが、本件に要した時間は短い方なのか長い方なのか。他も同じようなスケジュールでは時間がかかる。こういった案件に対しては、正確にやらねばならないということも分かるが、急いで行うことも大事ではないかと思う。
事務局	本件はかなり早いペースで対応している。通常、自然環境保全地域を指定する場合には学術調査を実施するが、学術調査は基本的に1年間、動物・植物の状況を詳しく調査することになる。今回指定拡大する部分については、動物の通り道として重要な場所であるという観点から、四季を通じての調査ではなく、動物の利用を確認するために必要な期間に限定して行ったものである。
菊地(健)委員	動物のこのような生息状況は、以前から分かっていたと思うがどうか。
事務局	以前から動物の通り道であるということを知っていた。
菊地(健)委員	保全地域に指定することはよいが、東北文化学園大学がグラウンドを造る際、その生態系が分かっていたのであれば、なぜその時に保全しておかなかったのか。遅いのではないか。隣接する蕃山とつながるといふことであれば、なおさらグラウンドができる前にこういう所を見逃さず、保全することが行政のあり方ではないのか。
事務局	昭和48年に太白山県自然環境保全地域、そして昭和51年に蕃山・斎勝沼緑地環境保全地域が指定されているが、当時は区域を指定し、その中の動植物を保護するという考え方が主流であり、生態系ネットワークという考え方はまだなかった。そのため、太白山県自然環境保全地域と蕃山・斎勝沼緑地環境保全地域が別個に指定され、保全されてきたという経緯がある。 生態系ネットワークという考え方が出てきた段階で、もっと早く区域を拡張すべきという考えは理解できるが、県内に自環・緑環地域が

菊地(健)委員	<p>合計 23 箇所あり，それらを順次，学術調査を実施して見直していくという流れの中で，本件については平成 16 年度になったものである。</p> <p>後追い行政にならぬよう，ネットワーク等をしっかり調べた上で保全を図って欲しい。</p>
高橋委員	<p>学術調査実施中の地域には，何らかの規制がかかるのか。</p>
事務局	<p>新たに地域指定をする，または拡大するために学術調査を実施している場所については，その段階で特に規制はない。</p>
高橋委員	<p>1 年以上にも渡る調査期間中に開発されるということもあるのか。</p>
事務局	<p>可能性としてはある。もしそういう動きがあれば，事業者との交渉や行政指導は行えるものと思う。</p>
澤本会長	<p>今回の指定地域を拡大することに関しては問題ないと思うので，原案を了承する旨を知事に答申する。野生動植物保護地区の指定に関する要望も出されているため，保全地域全体も含めて検討願いたい。</p> <p>それでは，次第の 4 「報告」に進む。</p> <p>まず始めに，当審議会への諮問を受け現在自然環境部会で審議中となっている「自然環境保全基本方針の改正」について，中間報告願う。</p>
菊地部会長	<p>自然環境保全基本方針は県の自然環境保全条例に基づいて策定するものであり，その策定または改正にあたっては，自然環境保全審議会の意見を聞くこととされている。本件については，昨年 12 月 26 日に知事から本審議会会長に諮問があったが，内容的にみて部会での検討が相当とされたことから 1 月 24 日に自然環境部会を開催し，1 回目の審議を行った。本日はその検討結果を踏まえ，中間報告を行う。詳細については事務局から報告する。</p>
事務局	<p>資料 2 (- 1 , 2 , 3 , 4 , 5 , 6) に基づき説明。</p>
澤本会長	<p>部会及び事務局からの報告に対し，質問・意見はないか。</p>
加藤委員	<p>スケジュールの中でパブリックコメントの実施とあるが，どのような形で意見募集するのか。例えばホームページに掲載し，意見を聞くという形をとるのか。</p>
事務局	<p>基本的にはそのように考えている。ただし，パブリックコメント実施の周知については，新聞のお知らせ等，他の方法も検討したい。</p>

加藤委員	<p>パブリックコメントの募集自体を知らないで過ごしてしまう人の方が多いので、きちんとお知らせ願う。また、こういう問題に関心のある方は若い人ばかりではなく、ご高齢の方も多いと思う。そういう方々がいちいちパソコンを見るのかと言えばそうではない。県政だよりや新聞を見て分かる方もいるため、そのような手だても考えていただきたい。</p>
千田委員	<p>今非常に問題になっている二酸化炭素は、たぶん緑との関連でこの基本方針に影響してくると思う。自然環境を保全すること自体が二酸化炭素の問題、そして地球環境に関係してくる。そういう観点から論じておいた方がより積極性が出るし、その対策としてもやれるのではないか。自然環境保全にはお金がかかるが、そのお金をどこからもってくるのかということを見ると、いわゆる環境対策的な観点からも考えておいた方がよいと思う。</p>
事務局	<p>事務局案作成の段階で地球環境担当課と調整しているが、地球環境分野では他の計画等もあり、特に本基本方針に記述を加えて欲しいという要望はなかった。なお、環境基本計画というものもあり、そちらには記載がある。</p>
千田委員	<p>環境基本計画と基本方針との位置付けがよく分からない。</p>
事務局	<p>資料2-1のイメージ図の部分になるが、基本方針の位置づけは計画ではなく、あくまでも方針として考えている。環境基本計画の中の自然環境分野には、基本方針の考え方を反映させている。</p>
澤本会長	<p>それではこれで自然環境部会からの報告を終了する。</p> <p>続いて「温泉部会からの報告」になるが、本件は非公開となるので、傍聴者、報道関係者は一時退席願う。</p> <p>(温泉部会からの報告)</p>
澤本会長	<p>一時退席願っていた傍聴者、報道関係者を会場内に案内する。</p> <p>その他、事務局及び各委員の方から何かあるか。以上で本日の議事をすべて終了する。</p>